

○道路使用許可取扱要領の制定について（昭和51年3月29日例規第6号）

〔沿革〕 昭和53年4月例規第7号、62年3月第22号、平成3年4月第17号、7年12月第74号、10年11月第42号、11年4月第20号、13年2月第4号、12月第55号、17年3月第8号、19年7月第29号、20年11月第45号、23年12月第39号、25年8月第29号、27年7月第19号、28年3月第11号、29年3月第4号、31年4月第23号、令和2年10月第25号、3年1月第1号、5月第23号改正

別記のとおり道路使用許可取扱要領を制定し、昭和51年4月1日から実施することとしたから、次により適切に運用されたい。

なお、この要領は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道工事事務所長及び奈良県土木部長と協議したものであるので、市町村道等についても、これに準じた取扱いをされたい。

第1 制定の趣旨

道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）については、従来期間の長短を基準として、道路管理者による占用許可と警察署長等による使用許可を区分していたが、今般これらを道路法及び道路交通法の規定に適応させるとともに、許可事務の取扱いを適正かつ効果的に行うため、必要な事項を定めたものである。

第2 要点

- 1 道路交通法による道路使用許可と、道路法による道路の占用の許可（以下「道路占用許可」という。）は、基本的にそれぞれ異質の処分であることを明確にした。
- 2 許可の手続を明確にし、必要な様式を定めた。
- 3 許可の期間及び一つの行為（1件）として許可（受理）する道路使用の場所の範囲を明確にした。
- 4 手数料の徴収時期及び納付の免除対象を明確にした。

第3 運用解釈上の留意点

1 運用上の留意事項

道路使用許可については、道路交通法第77条第1項及び奈良県道路交通法施行細則第20条に定められているとおり、道路において工事又は作業を行い、あるいは施設を設ける等、道路をその本来の目的である通行の場としてではなく、他の目的に使用する行為を対象とするものであって、これに対する警察署長の許可は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的として行う警察許可であり、道路管理者が道路の管理権に基づいて道路の保全のために行う許可とは、その本質を異にするから、次の事項に留意し、適正に取り扱うこと。

- (1) この要領は、一般的な原則を定めたものであるから、道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理したときは、その内容を十分検討し、必要な調査を行うこと。
- (2) 申請の場所が同一道路区間で、かつ、道路使用の方法、形態及び期間が同一又は類似する申請が2以上なされた場合は、原則として先に受理したものを優先する。しかし、公益上やむを得ない事情がある場合等は、その事情を先の申請者に説明して調整を図ること。
- (3) 許可に当たっては、この要領に準拠して必要な条件を付し、交通の妨害を最小限度にとどめるよう努めるとともに、危険防止についても十分配慮すること。
- (4) 許可の取扱いは、公平かつ慎重を期するとともに、迅速に処理すること。
- (5) 申請者の確認に当たっては、その者が法定の申請資格者としての管理能力又は責任能力を有しているかどうかについても審査すること。
- (6) 手数料の徴収に際しては、会計課（係）と連絡を密にし、その金額、徴収の方法等を誤らないこと。
- (7) 道路管理者及び工事担当者と緊密な連絡を保持し、危険防止に十分留意すること。

2 許可の対象道路（第2条関係）

道路交通法第2条第1項第1号に掲げる道路とは、次のものをいう。

- (1) 道路法第2条第1項に定める道路であって、同法第3条に定める高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道
- (2) 道路運送法第2条第8項に掲げる一般自動車道及び専用自動車道
- (3) 一般交通の用に供する農道、林道、河川敷道路、上下水道敷道路、堤防敷道路等

3 申請書の受理（第3条関係）

- (1) 当該申請行為が道路交通法（第77条第1項）及び奈良県道路交通法施行細則（第20条）に定められたいずれの行為に該当するかを確認すること。
- (2) 道路使用と道路占用が競合する場合は、原則として道路管理者を経由して受理することとしたが、これは道路管理者が、これらの行為を許可するに際し、道路構造等について、技術的に検討するための必要書類を要求するためであり、警察が不備なものを受理し、これを道路管理者に送付した場合、かえって申請者に迷惑をかける結果となる。

したがって警察署に道路管理者あての道路占用許可申請書が提出された場合は、この旨をよく説明し指導すること。

4 添付書類（第4条関係）

申請者の負担を軽減するため、次に掲げる事項に留意して、申請書の添付書類の簡素合理化を図ること。

- (1) 道路使用許可の判断に当たって、直接必要のない書類の添付は求めないこと。
- (2) 口頭による質問等の方法によって確認できる事項については、書類の添付を求めないこと。
- (3) 申請者が、道路使用許可の申請手続に必要な添付書類の不知などから多数の書類を添付している場合には、申請に必要な添付書類を教示するなど、申請書類の周知による負担軽減についても十分配慮すること。

5 受理警察署長等（第6条関係）

道路使用区間が、他府県にまたがる場合、許可の効力は、本県内の区域に限ることとなるのでこの旨を指導して許可の取扱いをすること。

6 道路管理者との協議等（第10条関係）

- (1) 前記3の(2)により、やむを得ず申請書を受理した場合の道路管理者との協議は、道路使用許可協議書（別記様式第1号）により行うこと。
- (2) 道路管理者以外の者の道路工事には、道路外の場所を埋立てる際、道路の法面（のりめん）をも併せて埋め立て、側溝を設置するなどの場合を含む。
- (3) ガス、水道、電気工事等で緊急の場合は、第11条に定める道路管理者事業の特例と同様、当該緊急工事の場所、工事又は作業の内容等を関係警察署長等に口頭で連絡し、工事に着手することができる。

7 道路管理者事業の特例（第11条関係）

- (1) 道路管理者事業のうち比較的軽易なものとは、道路の局部的欠損部の修理、舗装道路における目地及び亀裂のてん充又は表面処理、砂利道における砂利等の補給、道路上における掘削、駒止め、地点標、道路標識、区画線の設置及び維持その他これらに類する日常の道路維持作業をいう。
- (2) この特例は、道路管理者直営の工事作業及び請負工事作業のみを対象としているので、原因者復旧による行為等は警察署長等の道路使用許可を必要とする。

8 道路工事等許可手続の特例（第16条関係）

この特例は、例えば、水道管敷設工事を施工中にガス管が露出し、これを処理しなければ本来の水道工事が施工できないような場合に、その経緯を明らかにするための措置を規定したものである。

9 許可証記載事項の変更手続（第18条関係）

許可証記載事項の内容が、実質的に異なることとなる場合とは、変更届によって

行為が行われた場合、最初に許可された道路使用行為との同一性が失なわれ、又は許可の実質的内容を損なうこととなるような場合である。このような場合には、道路交通法第77条第2項に規定する道路使用許可の要件に関して、警察署長等が新たに判断を加える必要が生ずることとなるため、道路交通法第78条第4項に規定する記載事項の変更によって処理せず、改めて使用許可の申請をさせ、新規のものとして処理すること。

10 道路管理者に対する通知（第17条、第18条及び第20条関係）

警察署長等が、法第77条第4項又は第5項の規定に基づき、当該許可の取消し、効力の停止、許可条件の変更等の処分を行ったときは、関係道路管理者に通知するものとする。

11 許可の取消し又は停止の手続（第20条関係）

- (1) 「特別の必要が生じたとき」とは、本人の責に帰することのできない客観的事実が、変化した場合をいい、道路工事のため道路の使用許可をしたところ、何らかの理由により付近の交通事情が変化し、使用許可を受けた道路をう回路等に利用しなければならない必要が生じた場合等をいう。
- (2) 許可の条件違反は、違反の程度が軽微なものについては警告指導を行い、違反の程度が重大なものについては取消し又は効力停止の処分を行うこと。
- (3) 許可の効力を停止する期間は、当該条件違反を是正して、交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたものとする。

12 集団示威運動等に関する条例との関係（第22条関係）

集団示威運動等に関する条例に基づく集団示威運動等の申請書及び許可証は、道路交通法施行規則第10条第3項及び第4項の規定により、法第78条第1項及び第3項に規定する申請書及び許可証の要件を具備しているものとみなし、処理すること。

13 公安委員会が設置する交通安全施設と道路占用との関係

- (1) 道路上に交通安全施設を設置しようとするときは、道路管理者と協議するものとする。ただし、道路標識（オーバーヘッド式及びオーバーハング式のものを除く。）及び道路標示の設置については、口頭連絡をもって協議に代えることができる。
- (2) 警察や交通安全協会等が設置する「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月（総理府／建設省）令第3号。）に定められている施設以外の「交通事故多し」「交通事故多発」等の啓もう看板等はこれに該当せず、道路管理者の道路占用許可が必要である。

14 通行禁止許可との関係

道路使用許可は、当該許可にかかる場所において、当該許可に係る行為をなすことについての許可であり、原則として、道路使用許可の内容に交通規制の適用除外（禁止区間の解除等）が含まれることはない。ただし、道路使用許可の内容として、当然適用が除外されると解される次に掲げるような場合はこの限りでない。

- (1) 道路使用許可に係る工事又は作業のため、通行の禁止がなされている場合に、当該工事の作業用車両が通行するとき。
- (2) 橋の崩壊によって通行禁止とされた場合に、橋の修理のため、道路使用許可を得た者が通行するとき。
- (3) 通行禁止区間が車両を含むデモコースとして許可された場合において、当該区間をこれらの車両が通行するとき。

15 駐車との関係

道路使用許可の内容に車両を駐車させ、又は固定させることが含まれる場合は、車両の駐車又は固定を含めて包括的に道路使用許可の対象となる。

したがって、道路使用が許可された場合は、車両を駐車禁止場所に駐車させ、又は固定させることができることとなり、別に駐車等の許可は必要としない。

16 工作物に関する申請件数

工作物の許可申請に際し、これらの設置工事又は設置作業が伴う場合は、工作物自体による道路使用と工事又は作業による道路使用とが競合するが、この場合それぞれの許可基準を勘案し一括して1件として申請させること。ただし、盆踊り等の場合における道路上でやぐらを設ける行為と道路上で踊りをする行為とは別個の行為であるから各別に申請させること。

17 期間満了後の継続手続

許可期間が満了した場合において、引き続き同一の道路使用行為を行おうとする場合の許可手続は、新たな道路使用許可とみなし処理すること。ただし、その内容により、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

別記

道路使用許可取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の規定に基づいて行う道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象道路）

第2条 道路使用許可の対象道路は、法第2条第1項第1号に定める道路とする。

（申請書の受理）

第3条 法第78条第1項の規定による道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理する当該場所を管轄する警察署長等は、道路使用許可に係る行為が、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は、第3項の規定の適用を受けるもの（以下「道路占用許可」という。）である場合は、原則として道路管理者を経由して受理するものとする。

（添付書類）

第4条 申請書には、次に掲げる書類を添付させること。ただし、軽易なものについては、第1号から第3号までに掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

- (1) 道路使用の場所、経路、方法、形態等を明らかにした図面
- (2) 道路使用の範囲を明示した平面図及び断面図
- (3) 工作物、物件又は施設の設計書、仕様書若しくは図面
- (4) 土地又は建物の所有者、占有者又は居住者の同意が必要と認めるときは、同意があったことを明示した書面
- (5) ガス、水道、地下水等の流出など突発事故が予想される工事又は作業にあつては、監視の方法、即報体制、非常用具の配置状況等を記載した防災計画書

（申請書の数）

第5条 申請者に提出させる申請書の数は、道路使用許可の対象となる行為1件につき、2通とする。ただし、当該申請者が奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）第5条第1項の規定により申請等を行う場合は、この限りでない。

（受理警察署長等）

第6条 道路使用許可申請の場所が、2以上の警察署等の管轄にわたるときは、次に掲げる警察署長等が受理するものとする。

- (1) 当該行為が主として行われる場所を管轄する警察署長等
- (2) 当該行為の形態が、交通安全上特別の配慮を要すると認められるものにあつては、その場所を管轄する警察署長等
- (3) 当該行為が移動する場合は、当該行為が始まる場所を管轄する警察署長等

- 2 前項各号により難いときは、関係警察署長等が協議の上、決定するものとする。
- 3 申請書を受理した警察署長等は、関係警察署長等に当該申請書の写しを各1通送付するものとする。

(道路使用許可台帳の作成)

第7条 道路使用許可の申請書を受理したときは、道路使用許可台帳（別記様式第2号）に必要事項を記入し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(道路使用許可の期間及び件数の基準)

第8条 道路使用許可の期間及び件数に関する取扱いの基準は、別表のとおりとする。

(調査上の留意事項)

第9条 道路使用許可の申請を受理したときは、次の事項に留意して調査しなければならない。

- (1) 使用場所、方法は、交通安全上支障ないか。
- (2) 支障があるとすれば、どのような条件を付ければ、交通安全を図ることができるか。
- (3) 申請期間については、許可期間中に交通事情が変貌し、交通安全上支障を来すおそれはないか。

- 2 前項の規定による調査は、定型軽易な作業等で交通の妨害となるおそれがないと認められるものを除き、現地に赴いて行うものとする。

(道路管理者との協議等)

第10条 警察署長等は、道路使用許可と道路占用許可が競合する場合で、道路管理者から道路法第32条第5項に定める協議を受けた場合又は法第80条に定める道路管理者からの協議を受けたときは、必要な調査を行い、当該協議の内容に応じて許可の条件その他の意見を付して当該道路管理者に回答すること。

- 2 警察署長等は、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者が行う工事又は道路の維持に関して、当該道路管理者以外の者から道路使用許可の申請がなされたときは、道路管理者の承認書、許可書等を確認の上、処理すること。この場合において、道路管理者が付している条件と警察署長等が付そうとする道路使用許可の条件が相違するときは、当該道路管理者と協議して措置すること。

(道路管理者事業の特例)

第11条 法第80条に定める道路管理者が行う道路の維持、修繕その他道路の管理のための工事又は作業（以下「管理者事業」という。）については、道路使用許可の期間に準じて取り扱うものとする。

- 2 警察署長等は、管理者事業のうち、比較的軽易なものについては、事前の一括協議

により、個別の協議を省略させることができる。

- 3 警察署長等は、災害復旧その他緊急を要する管理者事業については、必要事項を口頭で通報させ、工事に着手させることができる。

(関係警察署長等との協議)

第12条 道路使用許可の申請があった場合又は法第80条第1項の規定により道路管理者から協議があった場合において、当該行為に係る場所が、2以上の警察署等の管轄にわたるときは、当該申請又は協議を受理した警察署長等が、他の警察署長等に協議した後措置すること。

(本部に対する報告)

第13条 警察署長等は、次の各号の一に該当する道路使用許可申請を受理したときは、あらかじめ道路使用許可報告書（別記様式第4号）に関係書類及び道路管理者の協議文書（写）を添付して、交通部長（交通規制課経由）に報告すること。

- (1) 主要幹線道路又は交通ひんぱんな道路における工事等で、次に掲げる各号の一に該当するもの。

ア 施工区間が100メートルをこえるもの。

イ 施工期間が30日をこえるもの。

ウ 通行の禁止を必要とするもの。

- (2) 道路における工事等で著しく交通の妨害となるもの。

- (3) 特に必要と認めるもの。

2 パレード、駅伝競走、マラソン及び消防訓練等のうち、規模の大きい道路使用許可並びに集団示威運動に係る道路使用許可の申請を受理したときは、あらかじめ電話又は文書により交通部長（交通規制課経由）に報告すること。

(許可証の交付)

第14条 道路使用許可証の交付は、当該申請書を受理した警察署長等が行うものとし、2以上の警察署長等の管轄にわたる場合は、受理警察署長等が、関係警察署長等と協議し、調整のうえ許可証を交付するものとする。

2 許可の条件を別紙に記載した場合は、割り印を確実に行わなければならない。

3 道路使用許可証を交付するときは、道路使用許可台帳によって確認し、同台帳備考欄に許可証、交付年月日及び受領者の署名を徴すること。

(許可の条件)

第15条 道路使用許可をする場合には、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すものとする。ただし、その条件は、必要最小限度のものとする。

- 2 当該許可申請にかかる道路使用が道路占用と競合する場合は、道路管理者の道路の占有許可を受けた後でなければ、当該行為に着手してはならない旨の条件を付すこと。

(道路工事等許可手続の特例)

第16条 既に、道路使用許可（法第80条による協議を含む。）を受けて、道路工事等を施工中、予期しない他の地下埋設物等が露出して支障となり、これを処理しなければ本来の工事が施工できない場合の許可手続は、次による。

- (1) 支障となる地下埋設物等が、現に施工している道路工事等の掘削範囲内で処理できる場合は、新たな道路使用許可の申請を必要としない。
- (2) 前号以外の場合については、現状を確認した道路管理者の書面を添付した道路使用許可申請書を新たに提出させ、許可すること。この場合、現状を確認した書面をもって協議文書にかえるものとする。

(許可条件の変更)

第17条 許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、道路使用許可条件変更通知書（別記様式第5号）を作成し、申請者に交付すること。

- 2 前項の場合において、道路管理者を経由して申請書を受理したものについては、あらかじめ道路使用許可条件変更通知書（連絡）（別記様式第6号）を当該道路管理者に送付すること。
- 3 道路管理者が行う道路の維持、修繕工事のうち、既に協議済みのものについて施工の方法等を変更する特別の必要が生じたときは、道路工事等協議事項変更通知書（別記様式第7号）を送付すること。
- 4 第13条に定める許可（法第80条の協議を含む。）の条件を変更するときは、あらかじめ、交通部長（交通規制課経由）に電話で報告すること。

(許可証記載事項の変更手続)

第18条 道路使用許可証記載事項変更届（以下「変更届」という。）を受理したときは、道路使用の目的、場所、期間等を調査し、その内容が、実質的に異なることとならない場合に限り、当該許可証の変更に係る事項及び変更年月日を記載するとともに、許可証の変更か所に決裁者の押印を受けて、交付すること。

- 2 前項の変更届は、当該変更届にかかる許可申請書の控に添付しておくこと。

(許可の取消し基準)

第19条 許可の取消し処分をする場合の基準は、おおむね次の各号に定めるところによる。

- (1) 過去において、当該道路使用許可に対する効力停止の処分を受けた者が、交通の危険若しくは妨害を生じさせる条件違反を犯したとき。

(2) 路面復旧、路面覆工、埋めもどし、保安施設の整備等の履行条件に違反したため、交通事故により人を死亡させたとき。

(3) 1時間以上にわたって、主要幹線道路の交通を停滞させたとき。

(許可の取消し又は停止の手續)

第20条 法第77条第5項の規定により、許可の取消し又は許可の効力停止の処分をする場合の手續は、次によること。

(1) 法第77条第6項の規定による弁明の通知は、当該処分に係る者（当該道路使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、弁明通知書（別記様式第8号）を交付して行い、弁明の聴取は交通担当課長又は交通課幹部があたること。

(2) 許可の取消し又は効力の停止の処分を行うときは、前号に定める弁明を録収した調書のほか写真若しくは、見取図により違反の状態を明らかにした報告書、当該処分に係る者の供述調書及び関係者等の供述調書を作成して当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

なお、特別の必要が生じたとき又は緊急やむを得ないときは写真若しくは見取図により違反等の状態を明らかにした報告書を作成するとともに、道路使用許可（取消し／停止）通知書（別記様式第9号）を交付すること。

(3) 許可の取消し又は効力停止の処分は当該処分に係る者に対し、前号の通知書を交付して行うとともに、当該処分が取消し処分の際は許可証を返納させ、停止処分の場合は、その期間中許可証を返納させるものとする。この場合において、道路管理者から協議を受けて許可したものについては、道路使用許可（取消し／停止）通知書（別記様式第10号）により、速やかに当該道路管理者に通知すること。

(4) 許可の取消し又は効力停止の処分をしたときは、道路使用許可（取消し／停止）処分報告書（別記様式第11号）により速やかに交通部長（交通規制課経由）に報告すること。

(5) 第13条に定める許可を取消し又は効力の停止処分をしようとするときは、あらかじめ交通部長（交通規制課経由）に電話で報告すること。

(手数料の徴収等)

第21条 道路使用許可に係る手数料（以下「許可手数料」という。）は、奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号。以下「手数料条例」という。）に定めるところにより、奈良県収入証紙によって徴収すること。

2 手数料条例第13条第1項の規定に基づき、許可手数料を徴収しない「国又は地方公共団体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 国とは、国の機関及びその出先機関をいい、国家行政組織法（昭和23年法律第120

号) 第3条に定める行政機関に限らず、国会、裁判所及び会計検査院を含む。

(2) 地方公共団体とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に定める地方公共団体並びにこれらの団体の機関及びその出先機関をいい、法律若しくはこれに基づく政令又は条例によって地方公共団体に設置された機関を含む。

3 国又は地方公共団体の職員で構成する職員組合及び一般財団法人、一般社団法人、公社、独立行政法人等の団体は、国又は地方公共団体に該当しないことから、これらの団体等が道路を使用する場合は、許可手数料を徴収すること。

4 手数料条例第13条第1項の規定により許可手数料を徴収しないときは、道路使用許可証の欄外に「奈良県警察手数料条例第13条第1項により免除」と朱書きし、取扱者が押印すること。

(集団示威運動等に関する条例と競合する場合の取扱い)

第22条 道路使用許可の申請が、行列行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年4月奈良市条例第20号)及び集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年12月大和高田市条例第13号)(以下この条において「集団示威運動等に関する条例」という。)と競合する場合は、「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程の制定について」(昭和44年7月例規第25号)により処理すること。

2 道路使用許可の申請に係る地域が、集団示威運動等に関する条例施行地域とその他の地域にまたがる場合(例えば県内を縦断する場合等)は、次の各号に定めるところにより処理すること。

(1) 出発地が集団示威運動等に関する条例施行地域であるときは、集団示威運動等に関する条例による許可申請と道路使用許可の申請の双方を受理すること。

(2) 出発地が集団示威運動等に関する条例施行地域外であるときは、出発地を管轄する警察署長等に対し、道路使用許可の申請手続をさせるとともに、集団示威運動等に関する条例施行地域に道路使用が及ぶ場合は、当該集団示威運動等に関する条例施行地域を管轄する警察署に集団示威運動等に関する条例による許可申請手続をさせること。

3 集団示威運動等に関する条例の施行地域内の道路使用許可については、手数料条例第13条第2項の規定に基づき、許可手数料は徴収しない。ただし、集団示威運動等に関する条例施行地域外の道路使用許可については、許可手数料を徴収すること。

(報告)

第23条 警察署長等は、毎月の道路使用許可件数等を取りまとめ、道路使用許可件数等調査表(別記様式第12号)により、翌月の10日までに交通部長(交通規制課経由)に報告すること。

(この要領により難い場合の措置)

第24条 この要領により難い事案については、その都度、交通規制課長又は所轄警察署長等が道路管理者と協議して処理すること。

別表（第8条関係）

道路使用許可の期間及び件数の基準表

使用の区分		件数の基準	期間の基準	備考
法第77条 第1項第 1号関係(工事又は 作業)	仮設道路を設 置し現状の交 通容量を確保 する大規模な 道路工事等	1箇所を1件とする。	1年以内とする。	
	移動入浴作業 等	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署管内又は高速道路交通警察隊の職務執行区域内（以下「同一警察署等管内」という。）において同時に2以上の箇所で作業を行うときは、1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。	6か月以内とする。	
	道路工事又は 作業 (道路掘削工 事地下工事等)	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署等管内において同時に2以上の箇所で道路の工事又は作業を行うときは、1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。	3か月以内とする。	
	架空線作業マ ンホール作業 等	同上	1か月以内とする。	架空線作業のうち電柱設置に引き続いて行う

				ものは、電柱設置に含めて許可することができる。
	レッカー作業、生コン打設作業等	1箇所を1件とする。	7日以内とする。	
法第77条 第1項第2号関係 (工作物の設置)	石碑、銅像、日よけ、雨よけ、上空工作物、取付看板、建築作業用工作物等	1箇所を1件とする。	道路管理者の占用許可期間以内とする。	
	広告塔、広告板、飾塔	同上	同上	
	舞台、やぐら	同上	申請の期間以内とする。	
	アーケード、アーチ	1箇所を1件とする。 但し、アーケードと同時に設置するアーチは、アーケードに含めて1件とすることができる。	道路管理者の占用期間以内とする。	
	電柱、側柱、公衆電話ボックス、郵便ポスト、街路灯、掲示板、案内板、標柱、バス停留所標示施設等	1箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署等管内において同時に2以上の箇所に設置するときは、1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。	同上	
	横断幕等	同上	1か月以内とする。 ただし、国、地方公	

			共団体その他の団体が防犯、交通安全、防災その他公共の目的で道路を使用する行為であって、警察署長が特に必要と認めるものについては、道路管理者の占用許可期間以内とする。	
法第77条 第1項第3号関係 (露店等の出店)	露店、宝くじ売り、新聞売り、靴みがき、自動販売機	出店場所1箇所を1件とする。	1か月以内とする。	
法第77条 第1項第4号に基づく奈良県道路交通法施行細則第20条関係 (公安委員会の定める行為)	みこし、だんじり、だし等、第1号に定めるもの	1台を1件とする。 但し、同一申請者が1祭礼に2以上のものを出すときはこれをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。	
	ロケーション、撮影会等 第2号に定めるもの。	1箇所で行うものを1件とする。 但し、同一申請者が同一警察署等管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。	
	競技会、仮装行列、パレード等第3号に定めるもの。	1競技、1催しを1件とする。	7日以内とする。	

演説、演芸、奏楽、街頭録音会等第4号に定めるもの。	1箇所で行うものを1件とする。ただし、同一申請者が同一警察署等管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。ただし、国、地方公共団体その他の団体が防犯、交通安全、防災その他公共の目的で道路を使用する行為であって、警察署長が特に必要であると認めるものについては、1年以内とする。	
消防の訓練等第5号に定めるもの。	同上	7日以内とする。	
チンドン屋、サンドイッチマン等、第6号に定めるもの。	1組1件とする。	7日以内とする。	
車両による広告宣伝等第7号及び第8号に定めるもの。	1台1件とする。ただし、同一申請者が同時に2台以上で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。	7日以内とする。ただし、国、地方公共団体その他の団体が防犯、交通安全、防災その他公共の目的で道路を使用する行為であって、警察署長が特に必要であると認めるものについては、1年以内とする。	
寄付、募集等第9号に定めるもの。	1箇所で行うものを1件とする。 但し、同一申請者が同一警	7日以内とする。	

		察署等管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とすることができる。		
	印刷物等の交付等第10号に定めるもの。	同上	7日以内とする。	
	ロボットの移動を伴う実証実験等第11号に定めるもの。	同上	7日以内とする。	

※注 期間については、使用の形態、当該道路の交通の状況等を勘案して必要最小限度の期間とする。

(別記様式省略)